

研究ノート

豊臣七将襲撃事件（慶長4年閏3月）は「武装襲撃事件」ではなく単なる「訴訟騒動」である

ー フィクションとしての豊臣七将襲撃事件 ー

白 峰 旬

豊臣七将襲撃事件（慶長4年〔1599〕閏3月）は関ヶ原の戦い関係の関連本にはよく出てくる事例である。豊臣七将襲撃事件というネーミングは「襲撃」、「事件」という言葉から大変ショッキングなイメージを与えていると同時に、石田三成はそれほど当時は他の部将から憎悪の対象だったのか、という悪いイメージを植え付けている点も加わり、テレビなどの歴史ドラマ的には格好の絵的材料を提供している。

豊臣七将襲撃事件の経過や背景については、紙幅の都合上、細かく述べることはできないので、先学の研究成果として、水野伍貴「前田利家の死と石田三成襲撃事件」⁽¹⁾を参照していただきたいが、豊臣七将襲撃事件の実態が本当に「襲撃事件」だったのか、という疑問についての答えはすでに、水野論文に次のように記されている。

こうした当時の人物が記した記録から三成襲撃事件をみた場合、襲撃・暗殺計画といった性格ではなく、七将が家康に三成の制裁（切腹）を訴えたというものとなる。（中略）従って、この事件を「三成襲撃事件」と呼ぶのは不適切と思われるが、この呼称が浸透しているため、便宜上、この呼称で続けさせていただきたい。（下線引用者）

水野論文では、このように「襲撃事件」という性格を明確に否定している。水野論文では、『三河物語』の記載の検討から「七将の行動は三成に政治的責任を負わせて切腹を迫ったとするもので、暗殺・襲撃とは性格が異なるものとなっている。」とも指摘されているほか、『義演准后日記』閏三月十日条で「石田治部少輔江州サヲ山ノ城へ隠居、大名十人トヤラン申合訴訟云々、内府異見云云」と記されていることも指摘されている。

この問題をより深く検討するためには、当時の関係史料をさらに精査・検討する必要があるので、以下に関係史料を列挙する。

【史料1】『言経卿記』⁽²⁾

▼慶長四年三月廿九日条

- 一、（中略）一昨日ヨリ大坂ニ雑説有云々、
- 一、大野伊兵衛尉大坂へ下向也トテイトマコイニ來了、雑説ニ付テ下也云々、

▼慶長四年閏三月七日条

- 一、石田治口少輔入道、去四日ニ大坂ヨリ伏見へ被行也云々、今日も騒動了、
- 一、伏見雑説ニ付而京都騒動了、

▼慶長四年閏三月八日条

- 一、伏見雑説、大閤政所御アツカイニテ無事成也云々、珍重々々、⁽³⁾

▼慶長四年閏三月十日条

- 一、石田治口少輔入道之事、無事ニテ早朝近江国佐保山へ隠遁也云々、京・伏見方々悦喜了、

▼慶長四年閏三月十三日条

- 一、伏見御城へ内府御移也云々、

▼慶長四年閏三月十七日条

- 一、伏見へ冷同道發足了、次江戸内府へ罷向了、御城西ノマル也、則對顔了、

【史料 2】『義演准后日記』⁽⁴⁾

▼慶長四年閏三月七日条

- 世上静謐、珍重、

▼慶長四年閏三月九日条

- 伏見申事、弥無吳儀云々、

▼慶長四年閏三月十日条

- 石田治部少輔江州サヲ山ノ城へ隠居、大名十人トヤラン申合訴訟云々、内府家康吳見云々、

【史料 3】『舜旧記』⁽⁵⁾

▼慶長四年閏三月九日条

- 石田治部少輔与七人大名衆、伏見申合在之、然共球内府家康ヨリ中尔此事云々、治部江州佐保山城江隠居、

▼慶長四年閏三月廿四日条

- 伏見家康へ見廻罷越了、

【史料 4】『北野社家日記』⁽⁶⁾

▼慶長四年三月廿九日条

- 一、(中略)当坊飯後方伏見へ罷下、青木紀州・御口(前カ)主御三人へ見廻申、折共持参仕、
- 一、大谷形部少殿へも見廻申、折持参申、
- 一、今夜伏見一段さハキ申、当坊も夜中帰、

▼慶長四年閏三月七日条

- 大坂・伏見以外さハキ申、石治部殿を福嶋大夫殿・摂州など其外大名衆御申合候て、はら御きらせ候はん由風聞申、

▼慶長四年閏三月八日条

- 天気快晴、伏見へ罷越、各大名衆見廻申、大谷形部少殿にて各御無事ノ様子承、

一、芸中納言殿見廻申、振舞有之、

▼慶長四年閏三月十日条

天気快晴、今朝石田治部少殿さは山へ下、治少隠居也、隼人殿ニ家をゆつり被申候、熊半次・福原馬助などハ高野へ御参由、風切^(マツ)（説カ）申候、

▼慶長四年閏三月十六日条

伏見へ参、内府様へ一束・一本ニ而御見廻申、伏見御城へ御わたましノ御礼ニ参、

【史料5】『三藐院記』⁽⁷⁾

▼慶長四年閏三月十日条

石治部少輔江左へ隠居、

▼慶長四年閏三月十二日条

内府家康、伏見西ノ丸へ被移云々、諸人大慶、

【史料6】『お湯殿の上の日記』⁽⁸⁾

▼慶長四年閏三月六日条

ふしみに御さうせつともよしきたあり。

【史料7】『多聞院日記』⁽⁹⁾

▼慶長四年閏三月朔日条

伏見物忿之由申候、

▼慶長四年閏三月九日条

伏見、治部少輔・衛門尉・徳善院一所ニ取籠由候、乍去嚙在之由候、

▼慶長四年閏三月十一日条

石田治部、佐保山へ家康子人質ニ取置候て城へハイリ候、先々静ニ成候、

▼慶長四年閏三月十四日条

十三日午刻、家康伏見之本丸^(マツ)（西の丸カ）へ被入由候、天下殿ニ被成候、日出候、

以上の関係史料について、現代語訳を筆者（白峰）がおこなって、時系列にまとめたものが表1である。表1を見ると、①慶長4年3月末から閏3月初旬に大坂・伏見ですでに雑説があった、②石田三成が大坂から伏見に移ったのは閏3月4日であり、その後、伏見で諸大名との間で「申合」、「訴訟」があった、③よって、三成は大坂で諸大名とトラブルがあったため伏見へ移ったわけではなかった（三成は敵対する諸大名を避けるために大坂から伏見へ逃げて来たわけではない）、④表1の関係史料には、武力による三成への「襲撃」を示す文言はどこにもない、⑤表1の関係史料には、三成が大坂で武力による襲撃を受けたことは、どこにも書かれていない、⑥三成が諸大名との間にトラブルがあった場所は伏見であり大坂ではない、⑦三成と諸大名との間におけるトラブルを示す表1の関係史料での表記は「申合」、「訴訟」であり、武力襲撃、武力闘争を意味しない、⑧三成と諸大名との間のトラブルは表1における下線a、bの第一段階（北政所が仲裁した）、下線d、fの第二段階（家康が解決に関与して三成の佐和山隠居で落ち着いた）があった、⑨よって、下

線 a、b と下線 d、f は別々の出来事（騒動）であり（ただし、場所が伏見である点は共通している）、下線 d、f は三成と敵対した大名の人数は異なり、史料に記載された日付も異なるが、同じ出来事（騒動）を指していると考えられる、⑩そして、下線 e は下線 d、f の騒動の過程でおこったものと考えられる（ただし、下線 e における「扱ひ（＝仲裁）」はだれがおこなったのかは書かれておらず、家康がおこなったとも書かれていない）、⑪なお、下線 c は上記の第一段階（下線 a、b）に関わることなのか、或いは、第二段階（下線 d、f）に関わることなのか、どちらの可能性も考えられる、⑫上記の三成と諸大名との間のトラブル（下線 a、b の第一段階、下線 d、f の第二段階）において、三成と敵対した大名がこうした騒動をおこした具体的理由については、表 1 の関係史料には記されていない、⑬上記の三成と諸大名との間のトラブル（下線 a、b の第一段階、下線 d、f の第二段階）において、三成と敵対した諸大名が家康に対して直接訴えたとは表 1 の関係史料には記されていない（第二段階〔下線 d、f〕では結果的に家康が騒動の解決に関与しているが、家康に訴えたとは書かれていない）、という諸点がわかる。

以上の経過を考慮すると、通説では、前田利家死去の翌日である慶長 4 年閏 3 月 4 日⁽¹⁰⁾に豊臣七将が三成を大坂で襲撃しようとしたが、三成はこの情報を知って大坂から伏見に逃げて、伏見城内の自邸に籠った、とされてきたが、これは一次史料による根拠のない虚構（フィクション）であることがわかる。

このほか、表 1 からは、⑭下線 e については、これまでの通説では、石田三成が籠った場所は伏見城内の三成の屋敷であり、その理由は、豊臣七将の襲撃に対する軍事的抵抗と理解されてきたが、豊臣七将襲撃事件がフィクションであることを勘案したうえで、三成一人ではなく前田玄以・増田長盛（つまり、五奉行のうち三人）も伏見における「一所」（＝一つの場所）に籠ったということからすると、籠った理由は政治的な謹慎という意味にとらえられる（軍事的抵抗であれば、三成一人が籠ればよかつたはずである）、⑮下線 g については、熊谷直盛と福原長堯（直高）は朝鮮出兵では三成に近い立場の目付であり、この 2 人は閏 3 月 19 日に朝鮮出兵時の「私曲」により改易にされているので⁽¹¹⁾、三成と敵対した大名の伏見での騒動はこの問題も一部は関係していたことを示している、⑯表 1 の関係史料では、三成は佐和山へ「隠居」或いは「隠遁」したと記されているのみであり、公職をすべて剥奪（奉行職の罷免・解任など）されたとは記されていない（単に子の重成に家督を譲っただけであり、名目的な隠居であった可能性もある）、⑰よって、三成は中央政界から一時的に失脚したものの、問題の本質としては、佐和山に一時的に謹慎したにすぎないのであり、豊臣政権（豊臣公儀）の奉行職への復帰（政治的復権）の余地は十分残していたことになる（表 1 の関係史料には、三成は政治的失脚・軍事的敗北をしたとは書かれておらず、単に家を息子にゆずって「隠居」したと書かれているにすぎない）、⑱敷衍すれば、翌年（慶長 5 年）7 月に、大坂三奉行（増田長盛・長束正家・前田玄以）が「内府ちかひの条々」を出したあと、石田三成が奉行職にすぐ復帰できたことも、こうした事情を勘案すれば整合的に理解できる⁽¹²⁾、⑲下線 h では、三成は佐和山城へ入る際に家康の子を人質にとった、としており、後掲の【史料 8】では家康

豊臣七将襲撃事件（慶長4年閏3月）は「武装襲撃事件」ではなく単なる「訴訟騒動」である（白峰）

が三成の子を人質にとったことがわかるので、家康と三成は互いに相手の子の人質にとったことになる（その意味では三成と家康は対等の関係であったことになる）、⑳下線 j は、関ヶ原の戦い関係の本や論考ではよく引用される『多聞院日記』の中の有名な一節であるが、下線 i、k にあるように家康が入ったのは伏見城西の丸であって、本丸ではない⁽¹³⁾、㉑よって、『多聞院日記』の著者である多聞院英俊は伏見城本丸と誤認したため、家康が「天下殿」になったと評価したが、これは多聞院英俊の単純な事実誤認であるので、家康が「天下殿」になったという多聞院英俊の評価（個人の感想）は事実誤認（多聞院英俊の一方的な思い込み）に基づく単なる誤解にすぎない（つまり、この家康が「天下殿」になったという評価は正しい評価ではなく、家康が「天下殿」になっていないというのが正しい評価である）、㉒家康の伏見城入城の日については2説（閏3月12日、或いは、閏3月13日）あるが（下線 i と下線 j）、三成の佐和山隠居のあとのことになるので、三成の佐和山隠居により、家康の伏見城入城が可能になった、と解釈することもできる、という諸点もわかる。

以上のように、表1の関係史料の検討結果として、これまで通説で豊臣七将襲撃事件とされてきた事案は、武力による「襲撃事件」ではなく、「訴訟騒動」であったことがわかるが、次にその傍証となる一次史料を提示する。次の史料は慶長4年の閏3月9日に徳川家康が福島正則・蜂須賀家政・浅野長政に対して出した書状である。

【史料8】⁽¹⁴⁾

石田治部少輔、佐和山へ閉口ニ相定、明日可參候、子息昨晚我ら所へ被越候、猶井伊兵部少輔可申候、恐々勤言

後三月九日

家康（花押）

清須侍従殿

蜂須加⁽⁷⁷⁾（賀カ）阿波守殿

浅野弾正殿

中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻⁽¹⁵⁾によれば、この書状の解釈として「三成はその居城佐和山に閉口することに決定し、明十日出発する予定であり、その子重家が人質として既に昨八日の晩、伏見の徳川邸に到着した。（中略）「閉口」といふ言葉の用例は余り見当たらないが、結果から言へば奉行としての公職を放棄し、世間から引退した形になったのである。（中略）十日三成は伏見を發して佐和山に帰った。」としている。

この中で、中村氏は「「閉口」といふ言葉の用例は余り見当たらないが」としているが、「閉口」の意味として、『日葡辞書』では「口を閉じること。また、比喩。論争に負けること、または、論争で言い詰められること。」⁽¹⁶⁾としている。

この「閉口」の比喩の意味からすると、石田三成は敵対する諸大名による訴訟に負けた、という意味にとらえることができ、三成が敵対する諸大名による武装襲撃（武力闘争）に敗北したという

意味にはとれないことがわかる。

関ヶ原の戦い関係の事柄(事案)では、後世の軍記物の影響から、やたら針小棒大にショッキングな演出やネーミングがされる傾向が強いが⁽¹⁷⁾、以上の検討から⁽¹⁸⁾、これまで通説で豊臣七将襲撃事件とされてきた事案も実際には「襲撃事件」ではなく⁽¹⁹⁾、単なる「訴訟騒動」であったことがわかるので、今後は「豊臣七将襲撃事件」というネーミングそのもの(この「訴訟騒動」で石田三成と対立した諸大名の名前や人数の検証も含めて)を改める必要があるだろう。

[註]

- (1) 水野伍貴「前田利家の死と石田三成襲撃事件」(『政治経済史学』557号、日本政治経済史学研究所、2013年、以下、水野論文と略称する)。この水野論文は、のちに「前田利家の死と石田三成の失脚」と改題して、水野伍貴『秀吉死後の権力闘争と関ヶ原前夜』(日本史料研究会研究選書10)(日本史料研究会、2016年)の第2章に収録された。石田三成の失脚についての研究史整理は、谷徹也編著『石田三成』(シリーズ・織豊大名の研究7)(戎光祥出版、2018年)における「総論 石田三成論」の中の「三成の失脚」(59~61頁)を参照されたい。なお、宮本義己「豊臣政権崩壊の謎」(『歴史群像シリーズ・戦国セレクション・決戦関ヶ原』、学習研究社、2000年、166~167頁)では、七将のメンバー構成について、『関原始末記』、『徳川実紀』では、福島正則・池田照政(輝政)・黒田長政・加藤清正・細川忠興・浅野長慶(幸長)・加藤茂勝(嘉明)としているのに対して、『慶長年中卜斎記』では、福島正則・黒田長政・加藤清正・細川忠興・浅野長慶(幸長)・加藤茂勝(嘉明)・脇坂安治としているほか、「(慶長5年)閏3月5日付徳川家康書状」(『譜牒餘録』)の宛所は、福島正則・黒田長政・加藤清正・細川忠興・浅野長慶(幸長)・蜂須賀一茂(家政)・藤堂高虎としている点を指摘している。そして、「これら四点の出典は、顔ぶれに若干の違いがあるものの、いずれも襲撃メンバーは七人と変わらない。そのため従来の研究は、メンバーを特定できないまま員数を無批判に固定して捉え、“七将”説を生み出したのであろう。だが、基本史料(古文書・古記録)を丹念に調べてみると、三成と対立していた武将は七人とどまらなかったことが明らかとなる。『義演准后日記』の同年閏三月十日条には、三成の佐和山城隠居にかけて、「大名十人とやらん、申し合わせて訴訟すと云々」と記されている。この数字は前述の顔ぶれ全て、すなわち、従前の福島正則・池田照政・黒田長政・加藤清正・細川忠興・浅野長慶・加藤茂勝の七名に、脇坂安治・蜂須賀一茂・藤堂高虎の三名を加えた数に相当する。「大名十人」とは、おそらく、これら十名の面々ではなかったろうか。そうであれば、“七将”あるいは「七人大名衆」(『舜旧記』)にこだわらねばならぬ^{いわ}謂れがない以上、三成襲撃=失脚を画策したのも彼らと考えたほうが、より客観的とされよう。」と指摘している。
- (2) 『言経卿記』9(大日本古記録)(東京大学史料編纂所編纂、岩波書店発行、1975年、186、190~192、194~195頁)。
- (3) 「太閤」ではなく、「大閤」と記されているがこれは誤記ではない。この点について、染谷光廣『秀吉の手紙を読む』(吉川弘文館、2013年、201頁)では「当時の文書や日記には、すべて「大」で出てきます。『太閤記』のように、「太」の字を書くようになるのは、江戸時代に入ってからでしょうか。ですから、『豊大閤真蹟集』の書名

豊臣七将襲撃事件（慶長4年閏3月）は「武装襲撃事件」ではなく単なる「訴訟騒動」である（白峰

も、「大」の字が書かれているわけです。」と指摘されている。

- (4) 『義演准后日記』第2〈史料纂集〉（続群書類従完成会、1984年、37頁）。
- (5) 『舜旧記』第1〈史料纂集〉（続群書類従完成会、1970年、177～178頁）。
- (6) 『北野社家日記』第5〈史料纂集〉（続群書類従完成会、1973年、118～122頁）。
- (7) 『三藐院記』〈史料纂集〉（続群書類従完成会、1975年、63頁）。
- (8) 『お湯殿の上の日記』9〈続群書類従・補遺3〉（続群書類従完成会、1995年、93頁）。
- (9) 『多聞院日記』5〈増補続史料大成〉（臨川書店、1978年、82～83頁）。
- (10) この日付（閏3月4日）について、一次史料による根拠はない。
- (11) 『史料綜覧』巻13（東京大学史料編纂所編纂、財団法人東京大学出版会発行、1954年発行、1982年復刻、慶長4年閏3月19日条、192頁）。
- (12) 慶長4年閏3月に豊臣秀頼の命で石田三成が奉行職を罷免・解任されたのであれば、同5年7月に大坂三奉行（増田長盛・長束正家・前田玄以）が「内府ちかひの条々」を出したあとも、三成は奉行職には復帰できないはずであるが、実際には奉行職にすぐ復帰できたので、この時（慶長4年閏3月）三成は奉行職を罷免されていない、ということになる。
- (13) 前掲『史料綜覧』巻13（慶長4年閏3月13日条、192頁）でも家康が移ったのは伏見城西の丸としている。
- (14) 『浅野家文書』〈大日本古文書〉（東京大学史料編纂所編纂、財団法人東京大学出版会発行、1906年発行、1968年復刻、110号文書）。
- (15) 中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻（日本学術振興会、1958年、401頁）。
- (16) 土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』（岩波書店、1980年、219頁、「ヘイコウ（閉口）」の項）。また、『時代別国語大辞典〈室町時代編5〉』（三省堂、2001年、5頁）では、「閉口（へいこう）」の意味として、「口を閉じること。また、比喩。口論で負けること、すなわち、終結させられること」（日葡）」としており、同じく『日葡辞書』からの引用であるが、「論争」ではなく「口論」と訳している。
- (17) 通説では慶長4年9月におきたとされる徳川家康暗殺未遂事件についても、一次史料による裏付けが取れるのかどうか検討が必要である。前掲『北野社家日記』第5（慶長4年9月11日条、168頁）、前掲『義演准后日記』第2〈史料纂集〉（慶長4年9月13日条、82頁）、『言経脚記』10〈大日本古記録〉（東京大学史料編纂所編纂、岩波書店発行、1977年、慶長4年9月12日条、同月13日条、同月14日条、43、44頁）には「大坂雑説」（或いは「大坂雑切（^{マツ}説カ）」、「大坂ニテ雑説」）の記載はあるが、家康の暗殺未遂というような記載は一切ない。
- (18) 本稿で検討した要点について、これまでの通説と比較して表2としてまとめた。
- (19) 前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻（398～401頁）には、豊臣七将襲撃事件に関係する一次史料（文書）として、①「（慶長4年）閏3月5日付浅野長慶（幸長）宛徳川家康書状写」、②「（慶長4年）閏3月5日付長岡忠興他6名宛徳川家康書状写」、③「（慶長4年）閏3月8日付藤堂高虎宛徳川家康書状写」、④「（慶長4年）閏3月9日付福島正則・蜂須賀家政・浅野長政宛徳川家康書状」の4通の書状（書状写を含む）を提示している。しかし、この4通には石田三成を豊臣七将が武装襲撃したという記載は全くない。上記①は、浅野幸長が人数を召し連れて「此方」（＝伏見）へ来ることを家康が了承した内容であるが、この目的（浅野幸長が人数

を召し連れて伏見へ行く目的) と石田三成との関係については全く記されていない。そして、浅野幸長が大坂から来るとも書かれていない。上記②は、家康が豊臣七将に対して出したものであるが、石田三成について触れた記載はない。「如仰此方江被罷越候」という記載があり、前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻(399頁)の解説では、「これは三成が伏見の自邸に来て居ることを暗示した文言であらう」としているが、これは単なる推測に過ぎず、上記②の文書において、石田三成と記されていない以上、だれが来たのかは不明である。上記③では「爰元も静ニ候間」と記されており、「爰元」(=伏見)は静かな状況であることがわかる。上記④は、本稿で引用した前掲の【史料 8】であり、石田三成が明日(=閏 3 月 10 日)佐和山へ行くことと、三成の子(重家)が昨晚(=閏 3 月 8 日の晩)に家康のところへ来たことを報じたものであり、三成に対する襲撃事件については全く記されていない。

表1

【慶長4年】

月 日	摘 要	出 典
3月27日	この日より大坂で雑説がある。	『言経卿記』
3月29日	雑説のため大野伊兵衛尉が大坂へ下向した。	『言経卿記』
	北野天満宮の祠官・松梅院禅昌が伏見へ下り、大谷吉継を見舞った。	『北野社家日記』
	今夜、伏見では一段と騒ぎがあった。	『北野社家日記』
閏3月朔日	伏見では物騒とのことである。	『多聞院日記』
閏3月4日	石田三成が大坂から伏見へ移った ^(注1) 。	『言経卿記』
閏3月6日	伏見で雑説があるという知らせがあった。	『お湯殿の上の日記』
閏3月7日	伏見で雑説のため京都は騒動があった。	『言経卿記』
	世上は静謐である。	『義演准后日記』
	a 大坂、伏見では以ての外の騒ぎがあった。福島正則、小西行長など、そのほか大名衆が申し合わせて、石田三成に腹を切らせようとした、という風聞があった ^(注2) 。	『北野社家日記』
閏3月8日	b 伏見での雑説は、北政所の仲裁により「無事」になった。	『言経卿記』
	北野天満宮の祠官・松梅院禅昌が伏見へ行き、各大名衆を見舞った。大谷吉継のところでも各（大名衆）は「御無事」である様子を聞いた ^(注3) 。毛利輝元のところへも見舞い、振る舞いがあった。	『北野社家日記』
閏3月9日	c 伏見での「申事」 ^(注4) はいよいよ別条がない ^(注5) 。	『義演准后日記』
	d 石田三成と7人の大名衆が伏見にて「申合」 ^(注6) があった。しかし、家康から「中」に「此事」があった ^(注7) 。（この結果）三成は江州佐和山城へ隠居した。	『舜旧記』
	e 伏見では、石田三成・増田長盛・前田玄以が「一所」にとじこもったが、扱ひ（＝仲裁）があったということである ^(注8) 。	『多聞院日記』
閏3月10日	石田三成は「無事」にて、早朝に近江国佐和山へ隠遁した。（このため）京・伏見では方々で喜んだ。	『言経卿記』
	f 石田三成は江州佐和山城へ隠居した。大名10人ということであるが、「申合」 ^(注9) をして「訴訟」 ^(注10) があった。（それに対して）家康が「異見」 ^(注11) をした。	『義演准后日記』
	今朝、石田三成が佐和山下った。三成は隠居して、（子の）重成に家を譲った。g 熊谷直盛・福原長堯（直高）などは高野（山）へ行く、という風説がある。	『北野社家日記』
	石田三成が近江佐和山へ隠居した。	『三藐院記』
閏3月11日	h 石田三成は、佐和山へ家康の子を人質に取り置いて城（佐和山城）へ入った。（このため）まずは静かになった。	『多聞院日記』
閏3月12日	i 家康が伏見城西の丸へ移った。（このことは）諸人にとって大慶である。	『三藐院記』
閏3月13日	家康が伏見城へ移った。	『言経卿記』
	j 13日の午刻（真昼の12時頃）家康が伏見城本丸（西の丸カ）へ入ったとのことである。（このため）家康は「天下殿」になられ、めでたいことである。	『多聞院日記』
閏3月16日	北野天満宮の祠官・松梅院禅昌が伏見へ行き、家康の伏見城移徙の御礼のために家康を見舞った。	『北野社家日記』
閏3月17日	k 山科言経が伏見へ行き、伏見城西の丸で家康に対面した。	『言経卿記』
閏3月24日	梵舜が伏見（城）の家康へ見舞いに行った。	『舜旧記』

- (注1) 石田三成が大坂から伏見へ移った理由については記されていないので、その点は注意する必要がある。
- (注2) 小西行長は石田三成に近い立場にいたため、小西行長が三成に腹を切らせようとしたとは考え難いので、他の大名と取り違えている可能性が高い。
- (注3) このことは、伏見での雑説に関して、当時伏見に所在していた諸大名へこれ以上の影響がないことを意味していると考えられる。
- (注4) 「申事」とは「申しあげること。申し立てること。言い立てること。また、そのことば。主張。言い分。」という意味である(『日本国語大辞典(第二版)』12巻、小学館、2001年、1223頁、「申事・申言(もうしごと)」の項)。この場合は、後掲(注10)の「訴訟」と同じ意味で使われていると思われる。
- (注5) このことは、伏見での「申事」が騒動としてこれ以上発展しないという意味と考えられる。
- (注6) 「申合」とは「相談をして、とり決めること。」という意味であるが(前掲『日本国語大辞典(第二版)』12巻、1220頁、「申合(もうしあわせ)」の項)、この意味では文意が通らない。『時代別国語大辞典(室町時代編5)』(三省堂、2001年、129頁)によれば、「申合ふ(まうしあふ)」とは「言合ふ(いひあふ)」(=ある事柄について、何人もの人がお互いどうしの間で口口に言う。[『時代別国語大辞典(室町時代編1)』、三省堂、1985年、550頁])の改まった言い方であるとしている。しかし、これでも意味が通らないので、「言合ふ(いひあふ)」の別の意味として「互いに相手をののしったりして言い争う。口喧嘩する。」(前掲『時代別国語大辞典(室町時代編1)』、550頁)という意味があるので、この場合は、「申合」とは「言い争い。口喧嘩。」という意味にとるべきと思われる。
- (注7) 「中」に「此事」があった、という記載の具体的な意味は不明である。
- (注8) 史料原文の「取籠」を自動詞(「こもる。引きこもる。とじこもる。」、『日本国語大辞典(第二版)』9巻、小学館、2001年、1406頁、「取籠(とりこもる)」の項)と解釈するのか、或いは、他動詞(「とりかこむ。包囲する。」、前掲『日本国語大辞典(第二版)』9巻、1406頁、「取籠(とりこめる)」の項)と解釈するのか、という点については、他動詞であれば、だれが包囲したのか、ということが書かれているはずであるが、それが書かれていないので自動詞と解釈した。なお、伏見における「一所」(=一つの場所)が具体的にどの場所を指すのかは不明であり、伏見城とは記されていないので、この「一所」が伏見城内の石田三成の屋敷を指すとは特定できない。
- (注9) 「申合」とは「相談をして、とり決めること。」という意味である(前掲『日本国語大辞典(第二版)』12巻、1220頁、「申合(もうしあわせ)」の項)。
- (注10) 「訴訟」とは「要求、不平、願いなどを人に伝えること。嘆願すること。うったえ。」という意味である(『日本国語大辞典(第二版)』8巻、小学館、2001年、414頁、「訴訟(そしょう)」の項)。
- (注11) 「異見」とは「思うところを述べて、いさめること。忠告。説教。訓戒。」という意味である(『日本国語大辞典(第二版)』1巻、小学館、2000年、907頁、「意見・異見(いけん)」の項)。

豊臣七将襲撃事件（慶長4年閏3月）は「武装襲撃事件」ではなく単なる「訴訟騒動」である（白峰）

表2

	通説	新説（白峰説）
事案の性格	襲撃事件	訴訟騒動
事案がおこった月日	慶長4年閏3月4日 ^(注1) ※前田利家死去の翌日にあたる (襲撃事件)	慶長4年閏3月7日～同月10日 (訴訟騒動は2段階に分けられる)
事案がおこった場所	大坂	伏見
石田三成の伏見への移動	襲撃事件があったのち大坂から伏見へ移動した(逃げた)	訴訟騒動がおこる前に大坂から伏見へ移動していた(逃げたのではない)
石田三成が籠った場所	伏見城内の石田三成の屋敷	伏見における「一所」が伏見城内の石田三成の屋敷とは、表1の関係史料からは特定できない
石田三成が籠った理由	豊臣七将の襲撃に対する軍事的抵抗	政治的謹慎(石田三成だけではなく、前田玄以・増田長盛〔つまり、三奉行〕も伏見における「一所」に籠った)
石田三成と敵対した諸将はだれに訴えたか	徳川家康	不明(表1の関係史料に記載なし)
事案がおこった理由	朝鮮出兵における蔚山籠城戦での戦後処理の不满	不明(表1の関係史料に記載なし)。ただし、蔚山籠城戦での戦後処理の不满も一部は関係していた。
石田三成の失脚をどのように解釈するか	公職を剥奪されて政治的に失脚した	佐和山への一時的な謹慎であり、家督を子に譲った「隠居」にすぎない。奉行職の罷免・解任などということは、表1の関係史料に記されていない。よって、政治的復権の余地は十分残した。

(注1) この日付(閏3月4日)について、一次史料による根拠はない。

【補論】

本稿の成稿後、『佐賀県史料集成』古文書編、7 卷に「(慶長四年) 閏三月七日付鶴田善右衛門・久池井弥五左宛鍋島直茂書状」^(註1) が記載されていることがわかったので、以下に提示して検討する。なお、この文書の存在については、佐賀戦国研究会代表の深川直也氏より御教示をいただいた。記して感謝する次第である。

「(慶長四年) 閏三月七日付鶴田善右衛門・久池井弥五左宛鍋島直茂書状」^(註2)

幸便之條、一書令啓候、a 生札帰国之後、相かハる儀無之候、b 過半、内府様御存分之まゝニ罷成躰候、c 大納言殿、去四日御遠行候、d 御息肥前殿、内府様別而被仰談候故、年寄衆五人之内、是又、過半家康ニ被申入之由申候、e 備前殿、中国まで相すミ、悦申儀候、f 今少、石治少、被仰事共候けに候、是も御無事ニ可成と存候、g 其面普請彼是不可有油断事、肝要候、h 右之分ニ、未二三人も依不相濟躰候、i たゞ今も弓・鎧取あハせ、走あひ候儀、やミ不申候、かハる儀候ハハ、早速可申越候、此書面喜清次殿へ懇ニ可被申候、恐々謹言、(※下線引用者)

鍋加守

直茂 (花押)

閏三月七日

鶴善右

久弥五左

御宿所

下線 a は鍋島家家臣の石井生札が国許へ帰ったあと、変わったことがない旨を伝えている。同年 (慶長 4 年) 3 月 5 日の時点で鍋島直茂と鍋島勝茂は伏見にいたと考えられるので^(註3)、閏 3 月 7 日の時点でも伏見にいたと思われるため、変わったことがないというのは、伏見での政治状況において変わったことがないという意味であろう。

下線 b は、おおかたは家康の考えの通りになっている状況としているので、これは慶長 4 年の閏 3 月 7 日の時点における、前田利家死去後の伏見での政治状況に関する記載であろう。

下線 c は、前田利家 (「大納言殿」) が去る (閏 3 月) 4 日に死去した、としている。通説では前田利家が死去したのは閏 3 月 3 日としているので、この記載 (閏 3 月 4 日死去説) は注目される。その意味では今後、前田利家の死去日について再検討が必要である^(註4)。

下線 d は、前田利家の子息である前田利長 (「肥前殿」) は、家康と特に相談しているので、大老 (「年寄衆」) 5 人のうち、過半は家康に対して (前田利長が五大老の一人になることを?) 申し入れている、とのことである、としている。

下線 b や下線 d の前半部分では「内府様」としているのに対して、下線 d の後半部分では「家康」としているのは、前者は鍋島直茂から見た家康に対する表記であるが、後者は他の大老 (「年

豊臣七将襲撃事件（慶長4年閏3月）は「武装襲撃事件」ではなく単なる「訴訟騒動」である（白峰寄衆）から見た家康に対する表記なので、こうした表記の違いが生じたと考えられる。

下線 e は、宇喜多秀家（「備前殿」）に関する記載であり、「中国まで相すミ、悦申儀」というのは宇喜多氏の家臣団内部での争いである、いわゆる宇喜多騒動が沈静化したことを指しているのであろうか。

下線 f は、石田三成について、少し「被仰事共」があったようであるが^(注5)、これも「御無事」になるだろう、と思う、としている。この「被仰事共」^(注6)とは、通説で豊臣七将が石田三成を襲撃したとされている、いわゆる豊臣七将襲撃事件を指す（ただし、実際にはそのような武装襲撃事件はおきておらず、本稿の本論で上述したように、単なる訴訟騒動であったが）と思われるが、下線 f の記載を見ると、石田三成に対する「被仰事共」は伏見でおきたと考えられ（上述のように、鍋島直茂と鍋島勝茂は伏見にいたと思われるので）、通説のように大坂でおきたわけではないことがわかるほか、通説のような豊臣七将による武装襲撃というような記載も全くなく、しかも大したこともなく収束しそうである（下線 f の「是も御無事ニ可成と存候」）、としている。この下線 f の記載からも、通説でいうところの豊臣七将襲撃事件が歴史的事実ではないフィクションであることがわかる。

下線 g は、国許における普請の指示であるが、佐賀城の普請であるかどうかはわからない。

下線 h における「右之分」とは、下線 f の石田三成に対する「被仰事共」のことを指していると考えられ、その関係でさらに2～3人が敵対する大名からの訴訟の対象になる可能性（このままでは済まない可能性）がある、としている。この2～3人とは、表1の下線 e をもとに考えると、増田長盛と前田玄以を指している可能性もある。

下線 i は、現在も弓・鎧を寄せ集めて^(注7)、走ってきて出会うこと^(注8)をしていて、このことは止まらない状況である、としているが、これは伏見における騒動が閏3月7日の時点でも依然として続いていることを示している。下線 f にあるように、石田三成に対する「被仰事共」は収束する見通しではあったものの、伏見における騒動は、石田三成の佐和山への隠居（閏3月10日）までは続いたということであろう。

このように、この鍋島直茂書状は、慶長4年閏3月7日の時点における中央（伏見）での政治状況が詳しくわかる内容であるが、上述のように、通説でいうところの豊臣七将襲撃事件に該当するような武装襲撃事件に関する記載は全くないことがわかり、その意味で重要である。

また、この鍋島直茂書状には、石田三成が政治的に失脚（奉行職の罷免・解任など）したとは書かれていないことも、当時の石田三成に関する政治状況を知るうえで重要である。

(注1) 「(慶長四年) 閏三月七日付鶴田善右衛門・久池井弥五左宛鍋島直茂書状」(「鶴田家文書」、『佐賀県史料集成』古文書編、7巻、佐賀県立図書館、1963年、68号文書、401～402頁)。

(注2) 前掲(注2)に同じ。

- (注 3) 「(慶長四年) 三月五日付鶴田善右衛門・河原善九郎・久池井弥五左宛鍋島勝茂・鍋島直茂連署状」(「鶴田家文書」、前掲『佐賀県史料集成』古文書編、7 卷、67 号文書、400~401 頁) には「京都無相易儀候」(これは徳川家康による私婚問題を指す) と記されているが、この場合の「京都」とは伏見を指していると考えられる。
- (注 4) 藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成〔第 2 版〕』(思文閣出版、2017 年、222 頁、尾下成敏「前田利家の居所と行動」) では、前田利家が死去した日について、閏 3 月 3 日説と閏 3 月 4 日説の両方を示している。
- (注 5) 下線 f における「けに候」の「げに」は推量・伝聞を示す助動詞「げな」の連用形である。
- (注 6) この「被仰事共」の意味を考える場合、「被」を削除して「仰」を「申」に変えると「申事共」ということになる。「申事」とは「申しあげること。申し立てること。言い立てること。また、そのことば。主張。言い分。」という意味である(『日本国語大辞典(第二版)』12 卷、小学館、2001 年、1223 頁、「申事・申言(もうしごと)」の項)。この意味を考慮すると、この場合の「申事」とは訴訟という意味であると考えられる。つまり、石田三成に敵対する大名が三成に対して訴訟(武装襲撃事件ではない)をおこしたことを意味すると考えられる。
- (注 7) 「取合せ(とりあわせる)」とは「あれこれ集める。寄せ集める。合計する。」という意味である(『日本国語大辞典(第二版)』9 卷、小学館、2001 年、1391 頁)。
- (注 8) 「走合う(はしりあう)」とは「走って出あう。走ってきて出あう。」という意味である(『日本国語大辞典(第二版)』10 卷、小学館、2001 年、1115 頁)。